

「(仮称) 箕面市新改革プラン」について

令和2年(2020年)11月30日(月)

箕面市は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度に市税収入が約6億円減少し、当初予算では経常収支比率が100%を超える見通しです(※)。市は将来に負担を先送りしないため、「効率的かつ健全な行財政運営」と「これまで以上に質の高いサービスの提供」の2点を目標とした行財政改革案「(仮称) 箕面市新改革プラン(素案)」を作成しました。

このプランは「新アウトソーシング計画」「施設の再配置構想」「市有財産の活用」「全事業の点検」「各種団体の見直し」の5項目を柱に据え、市役所一丸となって改革に取り組むことにより、5億円以上の経常経費削減をめざします。

令和2年12月1日(火)より、素案を基にパブリックコメント(市民からの意見募集)を実施し、令和3年1月末に「(仮称) 箕面市新改革プラン」を策定します。

※ 経常収支比率は、家計に例えると、「毎月の給料で、毎月の生活費を賄えているか」を示しています。比率が100%を超えると、家計では赤字を意味します。

1. 「(仮称) 箕面市新改革プラン(素案)」の概要

(1) 行財政改革の必要性

- ① 近年、高齢化による社会保障関連経費の増加など社会情勢は大きく変化さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響により市税は減少する見通し
- ② 多様化・複雑化する市民ニーズに対して的確に対応し、持続的かつ安定的に、質の高い市民サービスを提供する必要がある

(2) 改革の5つの柱…【詳細は別紙①を参照】

- ① 新アウトソーシング計画
民間ノウハウを活用した質の高いサービスの提供、コストの縮減
- ② 施設の再配置構想
市民の利便性、サービスレベルの向上、業務の効率化
- ③ 市有財産の活用
市所有の土地を民間貸付するなどし、地域の活性化やにぎわいの創出
遊休地の計画的な売却による財源確保
- ④ 全事業の点検
新規事業、既存事業分け隔てなく、事業の統廃合、中止、手法変更の検討
- ⑤ 各種団体の見直し
設立目的や事業内容が類似する団体を統合し、組織のスリム化・効率化

(3) めざすべき未来に向けて

5つの柱からなる行財政改革を着実に実施し、市民サービスの向上と収支改善を両立させます。

また、改革により創出された財源を活用し、中心市街地における都市基盤整備と商業の活性化や教育環境の充実など、新たな投資も実施が可能となります。

2. 今後の予定

「(仮称)箕面市新改革プラン(素案)」は、現状「未完成」の段階であり、今後さらに検討を深めていく必要があります。

まずは、令和2年12月1日(火)から令和3年1月8日(金)までパブリックコメントを実施し、令和3年1月末頃に「(仮称)箕面市新改革プラン」を策定します。

パブリックコメントについて…【詳細は別紙②を参照】

問い合わせ
総務部 行財政改革推進室
TEL 072-724-6765 (直通)

「(仮称) 箕面市新改革プラン (素案)」の主な改革内容

<1>新アウトソーシング計画

- ◆【事務事業】の外部委託
ゴミ収集の委託拡大、学校校務員、就学援助等の受付 など
- ◆【施設等の管理運営】の外部委託
環境クリーンセンター、公立保育所民営化拡大、公立幼稚園の廃止 など

<2>施設の再配置構想

- ◆業務の効率化、市民の利便性向上のため、公共施設等の再配置を検討します
市の出先機関や商工会議所のグリーンホール跡地への移転 など

<3>市有財産の活用

- ◆施設の再配置で生まれた土地や市が所有する土地については、民間への貸付等を行い、地域の活性化やにぎわいの創出を図ります。それ以外の活用できない土地は、計画的に売却します
大阪大学箕面キャンパス跡地、老人福祉センター松寿荘跡地 など

<4>全事業の点検

- ◆新規事業の見直し
総合水泳・水遊場の整備休止 など
- ◆既存事業の見直し
野外活動センターの運営手法の変更、消防指令の他市との共同運用 など

<5>各種団体の見直し

- ◆設立目的や事業内容が類似する団体を統合し、スリム化・効率化を図ります
(公財) 箕面市メイプル文化財団と(公財) 箕面市国際交流協会の統合 など

パブリックコメント（市民からの意見募集）

「（仮称）箕面市新改革プラン（素案）」は、市ホームページ及び市内16か所の市立施設で公表するとともに、パブリックコメント（市民からの意見募集）を行います。意見の提出は、令和3年1月8日（金）までに、市役所（総務部行財政改革推進室）あてに郵送、ファクス、電子メールまたは閲覧場所の窓口に書面で提出してください。

（1）意見を提出できるかた

- ①市内在住のかた
- ②市内に事務所または事業所がある事業者
- ③市内にある事務所または事業所に勤務しているかた
- ④市内にある学校に在学しているかた
- ⑤本市に対して納税義務を有しているかた
- ⑥①～⑤に該当するかたで構成された団体

（2）素案の閲覧

市ホームページ、
市役所（総務部行財政改革推進室、行政資料コーナー）、
豊川支所、止々呂美支所、
総合保健福祉センター、
中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南生涯学習センター、
中央図書館、桜ヶ丘図書館、萱野南図書館、西南図書館、小野原図書館、
みのお市民活動センター、らいとぴあ21、ヒューマンズプラザ、
多文化交流センター

（3）意見の提出方法

氏名・団体名称、住所を記入し、下記の提出先へ郵送、ファクス、電子メールまたは、閲覧場所の窓口に書面で提出してください。（様式自由）

■提出先

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1
箕面市役所 総務部 行財政改革推進室
ファクス 072-723-5581
メールアドレス gyoukakupabu@maple.city.minoh.lg.jp

（4）受付期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月8日（金）まで